

兵庫県公報

平成23年11月8日 火曜日 第2336号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成23年度第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区清算人の退任及び就任の届出（同）	3
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	4
○家畜伝染病の発生（畜産課）	4
○特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	5
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○同 上（同）	8
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	8
○景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（同）	9
○土地地区画整理組合の設立認可（市街地整備課）	9
○道路の位置指定（建築指導課）	10
○同 上（同）	10
○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（同）	10
公 告	
○平成23年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	11
○地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）	11
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	12
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（阪神北県民局）	12
○入札公告（県立大学）	13

告 示

兵庫県告示第1177号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成23年11月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成24年2月5日（日）

甲種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時30分まで
乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験	午後1時から午後3時まで
乙種第4類危険物取扱者試験	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで
丙種危険物取扱者試験	午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	兵庫県立大学姫路書写キャンパス	姫路市書写2167
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5

篠 山 県立篠山産業高等学校 篠山市郡家403—1
洲 本 県立洲本実業高等学校 洲本市宇山2丁目8—65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第1項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

4 試験科目の一部免除

- (1) 危険物の規制に関する規則第55条第5項に定める科目
- (2) 危険物の規制に関する規則第55条第6項に定める科目
- (3) 危険物の規制に関する規則第55条第7項に定める科目

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成23年11月中旬から配布する。

イ 受付期間

平成23年12月19日（月）から同月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成23年12月28日（水）の消印有効）。

ウ 提出先

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）から申請に必要な事項の入力等を行い送信する。

イ 受付期間

平成23年12月16日（金）午前9時から同月25日（日）午後5時まで

(3) 手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

7 可否の発表

合格者の受験番号を平成24年3月上旬頃に財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

8 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号

財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話（078）361-6610

(2) インターネット申請
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号
 財団法人消防試験研究センター 電子申請室
 電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第1178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

吉川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 藤 義 治	三木市吉川町金会565番地
同	島 内 裕 治	同 市吉川町豊岡639番地
同	西 谷 義 治	同 市吉川町豊岡1015番地
同	森 本 薫	同 市吉川町水上201番地
同	藤 田 忠	同 市吉川町水上1500番地
同	林 田 正 樹	同 市吉川町新田205番地
同	谷 郷 昇	同 市吉川町上中428番地
同	長谷川 克 明	同 市吉川町古川511番地の1
同	西 田 昇 一	同 市吉川町実楽468番地
同	藤 田 公 美	同 市吉川町長谷300番地
同	森 居 敏 明	同 市吉川町田谷318番地
同	岸 本 良 仁	同 市吉川町湯谷964番地の1
同	谷 川 均	同 市吉川町米田310番地
同	五百尾 俊 宏	同 市吉川町奥谷147番地の1
監 事	稲 葉 守	同 市吉川町市野瀬1040番地
同	阪 本 昭	同 市吉川町前田575番地
同	吉 田 文 雄	同 市吉川町西奥752番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 藤 義 治	三木市吉川町金会565番地
同	藤 田 芳 昭	同 市吉川町毘沙門131番地
同	橋 本 均	同 市吉川町市野瀬812番地
同	富 依 多雅藏	同 市吉川町豊岡2955番地
同	森 本 薫	同 市吉川町水上201番地
同	尾 中 喜 一	同 市吉川町新田993番地の17
同	西 原 雅 晴	同 市吉川町富岡68番地
同	森 本 幸 三	同 市吉川町上中241番地の1
同	長谷川 治 衛	同 市吉川町古川441番地
同	柏 木 茂	同 市吉川町上松257番地
同	藤 原 都 夫	同 市吉川町田谷185番地
同	五百尾 俊 宏	同 市吉川町奥谷147番地の1
監 事	中 野 廣 三	同 市吉川町楠原687番地の2
同	西 田 昇 一	同 市吉川町実楽468番地
同	中 西 君 一	同 市吉川町西奥108番地



兵庫県告示第1179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土

地改良区の清算人の退任及び就任の届出があった。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神岡土地改良区

退任清算人

氏 名	住 所
川 村 治 之	たつの市神岡町沢田336番地
中 口 弘 司	同 市神岡町筒井256番地
田 口 龍 彦	同 市神岡町上横内223番地
森 崎 正 良	同 市神岡町西鳥井111番地
田 淵 敏 樹	同 市神岡町北横内95番地
横 野 久 夫	同 市神岡町奥村16番地
松 原 敏 夫	同 市神岡町西横内57番地
森 口 眞 人	同 市神岡町大住寺823番地
寺 田 輝 雄	同 市神岡町寄井325番地
谷 則 雄	同 市神岡町野部303番地
野 村 孝	同 市神岡町田中138番地
岡 本 武 司	同 市神岡町追分242番地
竹 内 豊	同 市神岡町東菟崎534番地
寺 田 勝	同 市神岡町寄井175番地 4
井 原 正 勝	同 市神岡町沢田744番地 3

2 原土地改良区

就任清算人

氏 名	住 所
桑 田 正 人	たつの市揖保川町原424番地
徳 田 幸一郎	同 市揖保川町原309番地
安 井 豊	同 市揖保川町原20番地 1
八 瀬 立 久	同 市揖保川町原427番地



兵庫県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成23年10月26日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	阿万本庄地区	平成23年11月 8日から 同 月28日まで	南あわじ市役所 三 原 庁 舎



兵庫県告示第1181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	宝塚市
5 発生年月日	平成23年10月25日
6 その他参考となるべき事項	エライザ検査により発見



兵庫県告示第1182号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
五色町加入区	平成23年10月21日



兵庫県告示第1183号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 キャタピラージャパン株式会社明石事業所
 明石市魚住町清水1106番地4
 執行役員明石事業所長 井 尻 栄 治
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 キャタピラージャパン株式会社明石事業所
 明石市魚住町清水1106番地4

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)			65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能 力	リングギア158個/日			旋回ベアリング1,650個/月		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後			同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日			同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後			同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～17時30分、20時～翌5時 16時間			同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし			同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	9.9	9.9	8.6	9.3	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	1,000	1,000	750	1,000	
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	700	700	600	1,000	
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	
	ほ う 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	218.6	218.6	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	200	200	200	200		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	0.3	0	0.5		

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)	
旋回ベアリング528個/月		旋回ベアリング 660 個/月	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
8.6	9.3	8.6	9.3
—	—	—	—
750	1,000	750	1,000
600	1,000	600	1,000
—	—	—	—
—	—	—	—
218.6	218.6	218.6	218.6
200	200	200	200
0	0.5	0	1.0

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年11月 8日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び明石市環境部環境保全課



兵庫県告示第1184号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点設置）
- 2 作業期間
平成22年 9月 1日から平成23年 9月 7日まで
- 3 作業地域
西宮市大畑町から城ヶ堀町まで



兵庫県告示第1185号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古郡播磨町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点復旧測量）
- 2 作業期間
平成23年 6月10日から同年10月17日まで
- 3 作業地域
加古郡播磨町役場周辺



兵庫県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年11月 8日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成23年11月 8日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	南あわじ市志知字八重垣462番4から 同 市志知字金頭453番1まで	旧	8.0から 20.0まで	161.0	
	南あわじ市志知字八重垣462番1から 同 市志知字金頭452番1まで	新	13.0から 25.0まで	161.0	



兵庫県告示第1187号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 川崎重工業健康保険組合
 代表者の氏名 芝 原 貴 文
 住所 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 川崎重工業健康保険組合 六甲山健康推進センター
 所在地 神戸市灘区六甲山町北六甲4512番6ほか
 同 市同区六甲山町南六甲1034番15ほか
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び神戸県民局神戸土木事務所まちづくり課
 縦覧期間 平成23年11月 8日から同月21日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成23年11月 8日から同月21日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第1188号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 氏名 一ノ本 博 彦
 住所 養父市丹戸909
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 サンダイフク
 所在地 養父市丹戸909番1、909番3の一部
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
 縦覧期間 平成23年11月 8日から同月21日まで



兵庫県告示第1189号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、小野市黒川西土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称
 小野市黒川西土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
 平成23年11月 8日から平成27年 3月31日まで
- 3 施行地区
 小野市黒川町字西野、字トギヤの各一部

- 同 市王子町字大池の一部
- 4 事務所の所在地
小野市王子町806—1（小野市役所内）
 - 5 設立認可の年月日
平成23年10月27日
 - 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
 - 7 公告の方法
事務所の掲示場に掲示して行う。



兵庫県告示第1190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成23年11月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23西播位置 0005号	23. 10. 26	宍粟市山崎町千本屋字野田320番1の一部、 321番3の一部、321番4の一部	6.00	51.25



兵庫県告示第1191号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成23年11月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H23丹波位置 0004号	23. 10. 26	篠山市杉字八反田ノ坪218番1の一部、219番 2の一部	6.00	46.10
第H23丹波位置 0005号	同	篠山市味間北字山ノ口ノ坪1089番1の一部、 同 市味間南字山ノ口300番6の一部、300番 7の一部	6.00	40.46



兵庫県告示第1192号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次の指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があった。

平成23年11月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
一般財団法人日本建築 センター	住所	東京都千代田区外神 田6丁目1番8号	東京都千代田区神田 錦町1丁目9番地	平成23年11月 7 日

公 告

平成23年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条第4号の規定により、平成23年10月18日に次の者を表彰した。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

- 勝 原 眞 一 姫路市
- 後 藤 弥 生 姫路市
- 徐 永 昌 神戸市北区
- 田 中 一 穂 姫路市
- 堀 田 家代子 神戸市東灘区
- 吉 川 嘉 彦 西宮市
- 吉 田 恭 子 明石市

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。



地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により加古川地域森林計画を樹立し、並びに同条第4項の規定により揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 樹立又は一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
加古川地域森林計画の樹立	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市	平成24年4月1日から 平成34年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所

	猪名川町 多可町 稲美町		
揖保川地域森林計画の一部変更	<揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町	平成21年4月1日から 平成31年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林水産振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	平成22年4月1日から 平成32年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

2 縦覧期間

公告の翌日から30日間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年11月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
淡路市大谷字傍字927番2、927番5、927番6、940番2から940番4まで、940番9、940番10、940番12、941番4、941番5、940番2地先里道、941番4地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号
上新電機株式会社 代表取締役 金 谷 隆 平
- 3 許可年月日及び許可番号
平成23年7月1日
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－2号（23淡路）



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年11月 8日

阪神北県民局長 森 哲 男

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス富士が丘店

所在地 三田市富士が丘五丁目1番地の一部

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

- (1) 店舗付近の道路が小学校の通学路となっていることに留意し、歩行者及び自転車が関係する接触事故防止のため、学校及び警察と十分な協議を行った上、安全対策を講じること。
- (2) 青少年の非行防止のため、防犯カメラの設置や警備員の配置等の対策を講じること。
- (3) 来退店経路の周知について、地元住民に十分説明するとともに、チラシ等の配布は開店時だけでなく、適時に行うこと。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成23年11月8日から1月間



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年11月 8 日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
DNA塩基配列決定装置 一式
- (2) 調達物品の仕様等
契約担当者が入札説明書及び仕様書等で指定する仕様等を有すること。
- (3) 納入期限
平成24年2月10日（金）
- (4) 納入場所
赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号 兵庫県立大学播磨光都キャンパス研究棟
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒678-1297 赤穂郡上郡町光都3丁目2番1号
兵庫県立大学播磨光都キャンパス事務部総務課 担当 岡田
電話（0791）58-0101
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成23年11月8日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年12月 1 日（木）午前11時00分

兵庫県立大学播磨光都キャンパス本部棟 2 階 会議室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年11月30日（水）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年11月29日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で要求する書類を、平成23年11月15日（火）午後5時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則

(昭和39年兵庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。